

三 広 第 3 号
令和6年4月26日

藍地区区長・自治会長会

会 長 [REDACTED] 様
環境福祉部長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



地域の環境維持管理についての申し入れについて（回答）

春暖の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和6年3月1日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地域の問題を扱う部門を集約化して窓口の一元化を行うこと（協働推進課回答）

地域の問題を扱う窓口の一元化に相当する機能は、すでに各市民センターに配置している地域担当職員となります。地域担当職員がアドバイザーとして日ごろの地域組織の活動全般を主体的に支援するほか、市役所の複数部署にまたがる課題に対しても地域担当職員が各部署への調整役となり解決を支援しております。補助金等につきましても国、県、市の制度を調査し、課題に最適なものを地域担当職員がご紹介いたしますので、ご相談いただきますようお願い申しあげます。

2. チェーンソー、草刈り機、フレコンバック、ヘルメット等の機具購入や燃料に対する補助金制度を創立すること、また機具のレンタルも検討すること（協働推進課回答）

各区・自治会への補助制度として「自治会活動振興補助事業」があり、自治会活動に必要な備品を購入する場合、その経費の一部を助成する制度となっております。補助額は、費用の2分の1（区・自治会の加入世帯数によって限度額が異なります）となっております。毎年9月ごろに翌年度の希望を各区・自治会に調査いたしますので、ご検討ください。なお、機具のレンタルは安全面の観点から実施しておりません。

3. 上記2で記載した機具使用に向けた安全講習の実施について（協働推進課回答）

三田市独自では行っておりませんが、チェーンソーや草刈り機の講習会は、市内では三田建設技能センターにおいて実施しており、県下では民間団体等が実施しておりますので、ご検討ください。

4. 処分後の「木々や雑草など」の引き取りを検討すること（協働推進課回答）

三田市として、民地、空き家から出た木々や雑草の引き取りはしておりません。

5. 空き家における環境・安全策の具体策を提示すること（都市政策課、里山保全課回答）

三田市では「三田市空家対策計画（第2期）」を策定し、空き家対策の基本的な方針を示しており、良質な既存ストックの利活用の促進や適正な管理の促進、管理不全空き家及び特定空家等の解消、所有者や行政、地域、事業者等による協働の取り組みによって

空き家発生の抑制を進めてまいります。

なお、申し入れの背景の記載にある「松枯れ」に係ることになりますが、倒木により建造物や公道に被害を与えるおそれがある、森林内の樹木を伐採する森林所有者等への補助金交付制度があります。

また、地域で周辺の森林を再生する活動の支援として、三田市が所有者に代わり森林を整備する事業もありますので、添付しております「危険木伐採等事業補助金交付制度」、「集落周辺里山林整備事業」につきましてもご検討ください。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。

危険木伐採等にかかる費用を 補助します

住宅等への倒木被害から人命および財産を保護し、適正な里山環境を維持するとともに、自主的な里山環境の維持保全の促進を図ることを目的として、市内の危険木の伐採等の里山林整備を行う者に対して、その経費の一部を補助します。

危険木とは

森林法第2条に規定する森林内にある胸高の直径20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は公道に被害を与えるおそれがある樹木



補助の対象者

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある建造物の所有者等で伐採の承諾を得ている者

※ただし、(1)と(2)が同一もしくは生計が同一である場合は対象外となります。

補助金の額

危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要した費用の2分の1以内

(上限20万円、1000円未満の端数切り捨て)

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります

※※1人(その生計同一者を含む)につき1年度内において1回限りとなります



補助制度の内容は右の二次元コード、「三田市 危険木伐採等事業補助金」で検索、または三田市里山のまちづくり課までお問い合わせください。



問い合わせ・申し込み先

〒669-1595 三田市三輪2-1-1 三田市役所 里山のまちづくり課

TEL : 079-559-5226 FAX : 079-563-3359

E-mail : satoyama_machi@city.sanda.lg.jp

”「里山」それは、暮らしを支え、生きものを育む半自然”

集落周辺の森林の再生に取り組みませんか

三田市は集落周辺にある森林を再生する活動を支援します

集落周辺里山林整備事業

里山からの恵みを将来にわたり享受できるよう、地域で集落周辺の森林の再生に取り組む活動の支援として、市が所有者に代わり人との関りが薄れ繁茂した森林を整備します。また、整備による効果を維持するため、10年間の保全管理を行っていただきます。

●たとえば、こんなことはありませんか？

うっそうとした暗い雰囲気、
気が漂い、空き缶とかゴミが捨てられる温床に…



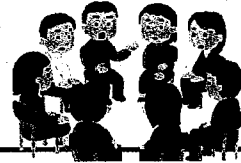
昔はいろんな草花や生物が見られた。次の世代にも残してあげたい…



木が繁茂し荒れ果てて、手の付けようがない…



みんなで住みよい環境を作るために森林を再生したいけど、木竹が繁茂し大きくなりすぎて、私たちだけではどこから手をつけていいのか…



集落で「周辺の森林を再生する」取り組みを考えられているときは、市にご相談ください。
市が所有者に代わり、繁茂した森林の整備を行い、地域で取り組む森林再生の活動を支援します。

事業の要件

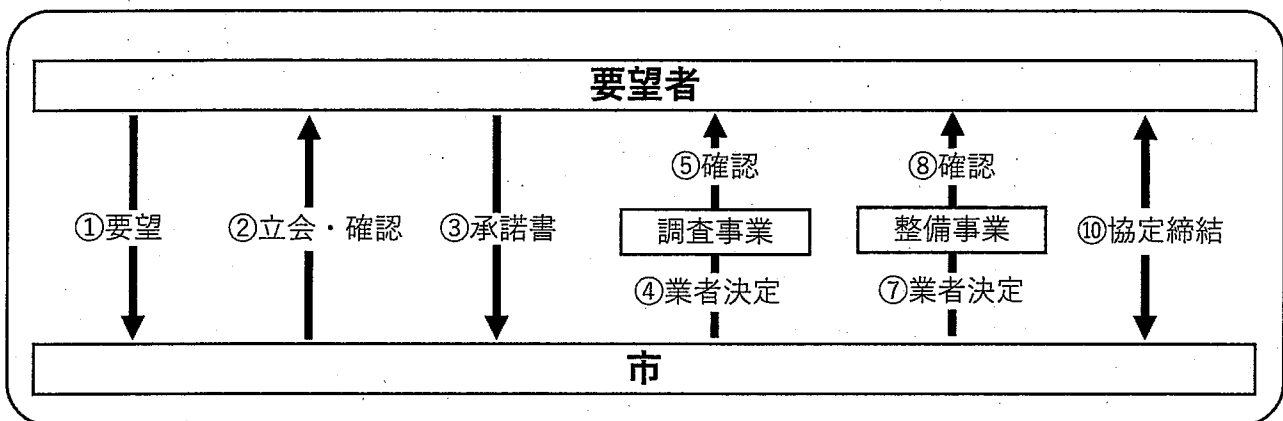
- ・集落の居住者または森林の土地所有者(以下「要望者」)からの要望により市が実施します。
- ・集落の周辺にあり、環境悪化や防犯などでお困りの森林(※1)を対象とします。
(区・自治会の同意、森林の土地所有者の承諾が必要となります。)
- ・整備面積は0.1ha以上とします。
(5ha以上については県民緑税を活用した別事業もありますので、ご相談ください。)
- ・森林縁(※2)からの奥行が概ね10m以上、幅100m以上の連続した里山林とします。
- ・整備効果を維持させるため、市と集落の居住者または森林の土地所有者は、整備完了後10年間の保全管理協定を締結し、事業地の下草刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等、適切な管理をしていただきます。

※1 地域森林計画対象の民有林のうち、保安林などを除いた森林となります。

※2 民有林と建物・道路等との境界

事業のながれ

- ① 森林整備を行う希望箇所について要望者で意見を取りまとめていただき、市へ要望します。
- ② 要望者・森林の土地所有者・市で要望内容について現地の立ち合いを行い確認します。
- ③ 事業地の土地所有者の事業実施承諾書を提出していただきます。
(承諾書は要望者にて取りまとめを行っていただきます。)
- ④ 市が現地の調査・設計事業を実施します。
- ⑤ 要望者・森林の土地所有者・市で、伐りたい・残したい木の確認を行います。
- ⑥ 調査・設計事業完了。
- ⑦ 市が調査結果による整備事業を実施します。
(整備事業は調査・設計実施の翌年度以降に実施します。)
- ⑧ 整備事業で伐採する木の最終確認を行います。
- ⑨ 整備事業完了。
- ⑩ 整備効果を維持するため、事業完了後10年間、市と要望者は保全管理協定を締結します。



注意事項

- 木の伐採について立木補償はありません。また、伐採木の長さは指定できません。
- 要望者は伐採など里山林整備に関する要望を事前に集約してください。整備事業着手後に伐採する木の追加が判明した場合、対応できない場合があります。
- 森林の土地所有者の承諾は、要望者にて取りまとめを行っていただきます。
- 毎年予算内での事業を実施してまいりますので、要望後すぐに整備を開始できるものではありません。
- 原則、伐採木は事業地内で集積します。
- 整備事業完了後、倒木等被害発生時の補償はありません。
- 整備の効果を維持するため、市と要望者は整備完了後10年間の保全管理協定を締結し、要望者は事業地の下草刈り等、適切な保全管理をお願いいたします。

事業の内容は三田市ホームページ「集落周辺里山林整備事業について」で検索(右の二次元コードでリンク)、または三田市里山のまちづくり課までお問い合わせください。



【問い合わせ先】 三田市 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 里山のまちづくり課
Tel 079-559-5226 FAX 079-563-3359
E-mail : satoyama_machi@city.sanda.lg.jp